

西京医師会定例理事会

新型コロナウイルス感染症関連報告

令和3年12月17日

西京医師会 副会長

松崎 恒一

令和3年11月24日（水）	第3回地区医師会長・地区感染症対策担当理事・予防接種担当理事連絡協議会～新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に関する情報提供～ （資料1）別添 松井感染症対策担当理事、松崎副会長出席
令和3年11月26日（金）	新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に関する情報提供を受けた常任理事会員への質問メール 11月24日（水）第3回地区医師会長・地区感染症対策担当理事・予防接種担当理事連絡協議会において新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に関する情報提供（資料1）が行政及び京都府医師会からあり、松井先生と松崎が協議しました。 今回の我々医療従事者のワクチン接種は特別な枠組みではなく、京都府ではなく京都市から既存の配送システムで配送されるファイザーワクチンで賄われ、しかも一般高齢者とほぼ同じ時期での接種開始となるようで、昨年に行った詳細な紐づけ作業は不要と思われます。①原則的に昨年接種した施設との相談で医療従事者（クリニック、歯科、訪問看護、調剤薬局）の接種を行う。②新規参入のクリニックは自院のスタッフのみの接種を行う。③接種すべき施設が見当たらない場合、西京医師会本部へ各団体を通して相談をしてもらい、この場合のみ医師会事務局が照会作業を行う。という基本的な考え方で、下記に西京医師会の3回目新型コロナワクチン接種に関する原案を提示します。

3 回目個別接種

1. 医療従事者（令和4年1月）

（1）サテライト型からサテライト型以外の診療所職員への接種

・ 集合契約に参加した診療所（サテライト型）は、4 - 5月にかけて接種した同じ施設（サテライト型以外の診療所及び自院）の職員を接種する。

・ 医療機関がそれぞれ個別に協議して、接種日時、場所を決める。

・ 2回目接種以降新たに集合契約を結んだ医療機関は5診療所のみであることから、そのような診療所は自院の医療従事者のみ接種する。

（2）歯科、薬局、訪問看護ST従事者への接種京都市からの説明では、原則住民接種の枠組みとなっています。しかしながら、西京区においては門前薬局など従来からつながりの強くて距離的にも有利な関係なところは前回の紐づけ操作でも優先的に考慮されていたはずで、#1『前回紐付けした診療所と協議して3回目を接種する』を今回も第一選択として考えたほうがよいかと思われました。しかしながら、#2『もし事業所及び従業員が、独自に診療所や集団接種会場を予約して3回目を接種することを希望した場合は、住民接種の枠組みで接種する』案も2番目の選択肢として挙げられます。いずれの場合でも、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ST連絡協議会へは連絡する必要があります。まとめますと、接種を受ける施設のほうには基本的には従来の枠組みを活かした施設単位の接種をお願いし、個々での希望者がいればこれを認めてあげるよう各団体へお願いしておけばよろしいのではないのでしょうか。

（3）2回接種されている従業員さんで個人宅へ接種券が届かない場合があることを周知し、12月になっても手元に郵送されない場合は各自治体のコールセンター等へ問い合わせる必要があることを明記する。

	<p>2. 住民接種原則 8 ヶ月を過ぎた住民から接種するが、半年経過した住民（高齢者）にも接種可能と厚生労働省から広報されています。高齢者に対する前倒し接種（6か月以降）ですが、これは明らかに現在溜まっているワクチンの在庫処分でしょうから、これに積極的に参加はしたくはないです。しかしながら、時期的に前倒し接種を一部入れたほうが医療従事者への接種に対して6の倍数で取りまとめやすいのであれば、あくまでも接種医療機関の都合によって希望者を入れて接種をする方法もありかなと思います。この件に関して皆様のご意見をいただければ幸いです。</p>
令和 3 年11月30日（火）	<p>3 回目新型コロナワクチン接種依頼文作成経過 皆様から意見をいただき、私は1回目、2回目に接種した医療機関で3回目も接種し、1月中には歯科・薬局・訪看と診療所医療従事者の 3 回目接種を完了しておきたいと考えました。そのため12月中には診療所のみならず歯科・薬局・訪看の医療従事者へ3回目の接種券を配布し、正月の休み明け早々にはワクチンが発注できる体制を望んでいました。そこで私は、3 回目新型コロナウイルスワクチン接種依頼原稿を作成し、京都府健康福祉部ワクチン接種対策室・橘昌利参事に質問し、原稿を査読してもらいました。</p> <p>橘さんの回答では、3 回目接種の接種間隔は、一部報道で自治体の判断で6か月に前倒し可能とされていましたが、通知や手引きにおいては「原則 8 か月以上」と明記され、前倒しは原則不可とされました。その後、26日に前倒しできる場合の要件が示されましたが、「地域におけるクラスターの発生を受けて、市町村が</p>

接種計画を立て、府を通じて国に相談し、認められた場合」に限定されており、歯科、薬局、訪看等の接種については、2月以降とならざるを得ない状況だそうです。『国の見解が厳密に8か月の同日以降に接種可能としており、診療所の従事者は、1月10日以降順次、歯科、薬局、訪問看護ステーション等の従事者は、2月14日以降順次の接種となり、1月中に医療従事者の皆様を全て接種することはできないこととなります。2月には、住民接種が始まるので、歯科、薬局、訪問看護ステーション等の従事者は、住民接種の枠組みで接種いただく形にならざるを得ないかと考えています』とのこと。

松井先生が指摘されているように、歯科・訪問看護・調剤薬局への2回目接種が終了したのは6月中旬以降であり、この時期には一般高齢者への接種がすでに開始されておりました。よって、医療従事者と一般高齢者は同時期に到着することになります。つまり、歯科・訪問看護・調剤薬局の医療従事者への接種は一般接種の中に埋もれた形で進んでいくことになりそうです。そこでまず診療所に限った3回目新型コロナウイルスワクチン接種依頼文を作成してみました。これから皆様のご意見を踏まえて、歯科、薬局、訪問看護ステーションへの周知文を逐次作成する予定です。

いずれにしても、橘さんに一度西京医師会事務所にお越しいただき、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種の説明会を開催していただくようスケジュールを調節しているところです。その後、12月常任理事会で本件に関する西京医師会の対応を議論したいと思っています。

令和3年12月10日（金）	3回目新型コロナウイルスワクチン接種に関して（資料2） P4～12 京都府健康福祉部ワクチン接種対策室参事 橘 昌利 京都府健康福祉部ワクチン接種対策室主幹 犬石 剛史さんから説明あり。
令和3年12月13日（月）	3回目新型コロナウイルスワクチン接種依頼文と西京歯科医師会、西京薬剤師会、西京訪問看護ステーション連絡会への手紙（資料3、4、5、6、7）P13～19